

小田原城歴史見聞館展示物等設計製作設置業務 仕様書

1 業務名称

小田原城歴史見聞館展示物等設計製作設置業務

2 業務の目的

本市では、平成29年度に実施した小田原城歴史見聞館の耐震診断の結果、施設の耐震改修等工事（本業務とは別に発注、施工されるもの。以下、「建築工事」という。）を実施することになった。これに伴い既存展示物の撤去が必要であることから、展示内容を全面的に見直し、より多くの観光客の幅広いニーズに対応し持続的な集客へと繋げていくための抜本的な展示リニューアルを行うことを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

4 業務範囲

- (1) エントランスホール 30.8㎡（天井高3.12m）
- (2) 展示室 341㎡（天井高4.35m）
- (3) その他 20.6㎡

※業務範囲は別紙「業務範囲図」参照

※ただし、オブジェ、看板類の製作・設置については、業務範囲外でも文化財保護法をはじめとする関連法令が許す限りで提案、施工を可能とする。（史跡のため、屋根、外壁には原則として設置できない）

5 整備スケジュール

- (1) 建築工事期間 建築工事契約締結日から平成30年12月31日まで
- (2) 展示物等委託期間 本業務契約締結日から平成31年3月31日まで

- ・展示の現場作業期間は、平成31年1月1日以降とする。
- ・空調及び電気設備更新の現場作業期間は、平成30年12月1日以降とする。

※（1）の建築工事は本業務とは別に発注・施工されるもので、上記日程のとおり一部期間、本業務と競合工事となるため、それぞれの受託者が調整の上最終決定とする。

6 業務内容

(1) 展示物設計業務

- ア プロポーザル時に提案した提案書に従い、具体的な展示改修の設計を行うこと。
- イ 設計範囲は、「別紙業務範囲図」の通りとし、管理事務室および便所は含まない。
- ウ 業務にあたっては、小田原市と綿密な協議を行うこと。
- エ 設計内容は都度、必要に応じて小田原市に内容を報告し、承認を得ること。
- オ 設計にあたって建築工事との調整が必要となる場合は、小田原市へその旨を報告し、調整を行うこと。また協議を行った内容は書面にて小田原市に報告すること。

- カ 展示設計は平成30年10月上旬を目途に確定し、小田原市に報告の上、承認を得ること。
- キ 業務範囲の床は下地処理までを建築工事で行い、仕上げは本業務で行う。床の取り合いにあたり調整が必要な場合は、建築工事と事前に調整を行うこと。
- ク 建築工事では展示室の壁は施工されず鉄骨ブレースなどがむき出しのままとなるため、壁の設置または展示パネルの貼り付けなど、本業務の中で展示室に相応しい内観を整えること。

(2) 展示物製作設置業務

- ア 市の承認を受けた設計書に基づき、造作物等の詳細製作図を作成し、市担当者の承認を得た上で製作にあたること。
- イ 完成品のイメージや材質等について、試作品またはサンプル等が必要な場合は、これを市に提出し、十分に説明を行い、市担当者の承認を得た上で製作にあたること。
- ウ 市の承認を受けた設計書に基づき、製作時点で最適な機材を選定し、使用機材一覧を作成し、市担当者の承認を得た上で製作にあたること。また、必要に応じて市担当者に対し、使用機材・使用素材・ナレーションサンプル等の確認を行うとともに、市担当者が収録および編集作業への立会いを求めた場合は、これに応じること。
- エ 市の承認を受けた設計書に基づき、グラフィック詳細レイアウト図を作成し、市担当者の承認を得た上で製作にあたること。なお、解説文の一次原稿の執筆および翻訳、写真・図版等の一次資料の収集・著作権処理等は原則として市が行うこととし、受託者においては、一次原稿のリライト、翻訳（英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語）、校正、新規図版、イラストの書きおこし、写真スキャニング、レイアウトデザイン、版下データ製作を行うものとする。
- オ 上記ア～エにおいて市担当者の承認を得た製作物について、製作に適した工場、もしくはスタジオ等で製作を行うこと。また、製作の途中段階で確認が必要な場合は、製作場所において市担当者の中間検査を受けること。
- カ 製作物を、市が指定する作業時間内に設置場所に搬入し、組立・設置を行うこと。
- キ 業務内において製作物の十分な試運転および調整を行い、恒常的に使用可能な状態とすること。
- ク オープン後、職員が支障なく運営できるよう、職員に対し、製作物の取扱い方法について十分に説明を行うこと。
- ケ 上記業務に必要な関係官公庁等との協議、現地調査、立会い、各種打合せ等の業務上、必要な資料作成に協力すること。

(3) 空調及び電気設備（消防設備含む）更新業務

- ア 展示設計内容に合わせて、必要な空調及び電気設備の設計・更新を行うこと。
- イ 既存の空調機器及び照明器具等は全て交換するものとする。なお、既存の空調機器及び照明器具等の撤去については、建築工事で行うものとする。既存利用する場合は、その範囲を建築工事と調整を行うこと。
- ウ 業務範囲の天井は、建築工事にてボード張り塗装仕上げを行う。空調機器・空調ダ

クト及び照明器具等の設置にあたり調整が必要な場合は、建築工事と事前に協議を行うこと。

エ 業務範囲の最大使用電力は一般照明9.85kW以下、展示用電灯電源設備20kW以下、空調用動力電源設備40.9kW以下とすること。

オ 空調設備の設備与件は以下のとおりとする。

- ・関係法令及び条例等に応じた設備を設置すること。
- ・空調能力計算、換気量計算は、「建築設備設計基準 平成27年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）」により行うこと。ただし、設定室内温度 夏季26℃、冬季22℃（天守閣参考）、換気は居室相当とする。
- ・室内温湿度分布が均一になるよう配慮すること。
- ・展示内容により、必要に応じて湿度調整を行うこと。
- ・空調用室外機は塩害対策仕様とすること。
- ・空調、換気設備は事務室から遠隔操作監視可能とすること。

（参考） 既設空調機：冷房能力100kW、暖房能力106kW

給気ファン21600CMH×30mmAq

加湿器 水スプレー式 有効加湿量 15kg/H以上

リモートコントロールスイッチ（遠方ON・OFF、運転・故障表示）

- ・室外機を外部に設置する場合は、国指定史跡として、設置にともなう新たな基礎の設置が不可能であるため、既存の設置場所を使用する。ただし、既存の場所内での掘削は、別途協議するものとする。※別紙既設空調設備平面図参照
- ・室外機、室内機間の冷媒管等配管の外壁貫通箇所、外気取入口については、国指定史跡内として、外観への影響を著しく阻害しないよう、既存の場所を使用する。※別紙既設空調設備平面図参照
- ・建築工事による既設空調用ダクト撤去後の壁、天井貫通穴塞ぎを行うこと。

カ 電気設備（消防設備含む）の設備与件は以下のとおりとする。

- ・関係法令及び条例等に応じた設備を設置すること。
- ・別紙業務範囲図における、下記電気設備の設置を行うこと。
- ・一般用、非常用、防災用照明設備
※各照明設備の電源元は既設L-1分電盤からとする。（既設分電盤図参照）
※一般照明の入切において、事務室にある既設スイッチ（ワンショットリモコン 9L）は再使用可能とする。
- ・展示用電灯電源設備（展示用分電盤含む）
※展示用電灯電源設備の電源元は既設L-1分電盤からとする。
（別紙既設分電盤図参照）
- ・空調用動力電源設備
※空調用動力電源設備の電源元は既設P-1分電盤からとする。
（別紙既設分電盤図参照）
- ・自動火災報知設備（火災受信機、総合盤、天井内感知器除く）
※火災受信機はP型2級とし、警戒区域については諸官庁（消防）と協議し決定すること。

・諸官庁（消防）への各種申請

(4) 資料作成等補助業務

業務に必要な関係官公庁等との協議、現地調査、立会い、報告、各種打合せ等の業務上必要な資料作成に協力すること。また、オープンに向け関係者に配布する施設案内資料を次の通り製作し納品すること。

体裁等 A4版両面カラーの三つ折りとなるデザインで、展示物等の完成前にイメージ画像を使用したものと、設置後に写真と置き換えたもの2種類
使用言語 日本語、英語、繁体字、簡体字、韓国語の5言語を1部ずつ
納品形式 「Illustrator」で編集できる保存様式とアウトライン化した版下データそれぞれをCD、DVD等のメディアで

7 展示物設計にあたっての留意事項

(1) 展示改修に求める事項

- ア 市民や国内旅行者はもとより、今後増加が見込まれる外国人観光客にも史跡小田原城跡や小田原北条氏の歴史・文化に興味や関心を持ち、楽しんでもらえるよう、史実が確かな内容については考証をしっかりと行うとともに、誰にでも分かりやすい展示とすること。
- イ 小田原北条氏の歴史として、同氏の発展を陰で支えたと言われる風魔忍者をモチーフとし、忍者の存在が学べ、新鮮な体験・体感ができる展示をメインのコンテンツとすること。
- ウ 城址公園内の他施設と重複しない内容であることはもちろんのこと、園全体で相乗効果が生まれリピーターが増える魅力的な展示や仕組みとし、その誘客効果が小田原のまち全体へ波及し、回遊性の向上や経済の活性化につながることを。
- エ ただ鑑賞するだけでなく、来場者が好奇心や期待感を持てる参加体験型の展示手法とすること。
- オ 展示品の構造・デザインは、ユニバーサルデザインと操作性、安全性に配慮されていること。
- カ 展示内容が陳腐化しないよう、時代の変化に則して容易に更新が行える等の工夫があること。
- キ 館内の解説等は、日本語のほか、外国人観光客が利用できるよう、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に対応すること。
- ク 展示案内誘導員2名程度で運用が可能なものとする。
- ケ 施設全体で30名以上が同時に観覧・体験可能なものとする。
- コ 省エネルギー化や高額な消耗部品の交換頻度、汎用部品の採用など経済性に配慮するなど、展示の維持管理費が、極力低廉となるような提案を検討すること。また、平成31年度から平成36年度までの5年度分の運用・保守に係る費用を提案書に明記すること。
- サ 連携協力事業者の選定に当たっては、出来得る限り小田原市の地元企業を活用し、連

携をとって業務を進めること。

8 著作権について

- (1) 当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、納品した製作物について、小田原市（以下「委託者」という。）が広報や広告活動等を行う際、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に留保するものとする。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作権（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作権等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。
- (5) 製作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手續に不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作権等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

9 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策について

当業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じること。

10 提出物等

(1) 提出書類

提出書類	提出時期	提出部数
業務着手届	契約締結後速やかに	1部
業務実施体制図	契約締結後速やかに	1部
業務工程表	契約締結後速やかに	1部
展示および空調照明設備改修設計図	平成30年10月上旬	1部
展示および空調照明設備改修費用見積書	平成30年10月上旬	1部
空調及び電気設備（消防設備含む）計算書	平成30年10月上旬	1部
竣工図	工事完了後速やかに	1部
工事記録写真	工事完了後速やかに	1部
官公署届出書類の写し	工事完了後速やかに	1部
機器取扱い説明書	工事完了後速やかに	1部

竣工写真	工事完了後速やかに	1部
上記一式を格納したCD、DVD等	工事完了後速やかに	1部

(2) 提出物の提出先（契約に関する事務を担当する組織）

小田原市経済部小田原城総合管理事務所計画係

1.1 適用基準等

設計業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等によるほか、以下の基準を適用する。ただし、小田原市との協議により提案内容がこれらの基準と同等以上と認められた場合は、この限りではない。※最新のものを採用すること

- ・ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編；最新版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編；最新版）
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修；最新版）
- ・ 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）各工事編；最新版
- ・ 国土交通省住宅局建築指導課国土技術政策総合研究所「建築物における天井脱落対策試案」（平成24年7月31日）

1.2 その他

本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者において協議の上、決定する。

以上